

霞ヶ浦会館受電設備改修工事

A-01	改修特記 (R4_ 1 章～ 3 章)
A-02	改修特記 (H31_ 4 章～ 5 章)
A-03	改修特記 (R4_ 6 章～ 8 章)
A-04	改修特記 (H31_ 個人情報取扱注意事項)
A-05	案内図
A-06	配置図
E-01	送電系統図

霞ヶ浦会館受電設備改修工事 工事特記仕様書																																											
総 則 工 事 概 要 1. 工事場所 三重県四日市市大字羽津甲5162番地の1 2. 工事種目 霞ヶ浦会館受電設備改修工事 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(標[]) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 部分完成 ○無 ・有() 部分引渡し ○無 ・有() 1) 保険及び保証 ○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) ・任意にて加入 2) 建設共済等 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。				①発生材の処理 ①交通安全管理 ②建築材料等 ③化学物質を発散する建築材料等	○振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ○音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ・工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ○同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。 ・2020/ / ~ / は工事を行わないこと。 ・工事期間は、 / ~ / とする。尚、 / ~工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ・引渡しを要するもの() [1.3.12] ○特別管理産業廃棄物 ※無 ・有() 処理方法() ○特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ○特定建設資材以外の搬出 ・構外搬出適正処理 ※ 廃棄物管理票(マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土(50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 交通誘導員 ※配置する 名以上(大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9] ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5] () 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブテル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S 及びJ A S のF ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第2 0 条の7 第4 項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S 規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S 及びJ A S のF ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第2 0 条の7 第3 項による国土交通大臣認定品 ③旧J I S のE o規格品 ④旧J A S のF c o規格品 改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上り施工 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置	⑬ 完成図 ・提出する ※提出しない [1.8.1~3] 種類 ※改修標仕 表1.8.1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・ ⑭ 記 録 工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1 部 ※工程写真 各工程毎 1 部 ※竣工写真 ※内部、外部 2 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。 ⑮ 設備工事との取合い 施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 16 設計G L ※図示のベンチマーク(B. M) mm (現状地盤はB. M mm) 17 完成引渡し後の点検 かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。 18 随時検査 予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること 19 施工体制台帳の提出 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。 2 章 仮 設 工 事 ① 足場その他 内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 ・ [2.2.1] 外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ○行う 騒音・粉じん等の対策 ・行わない ○行う(・防音パネル ・防音シート) [2.1.3] 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示) 3 仮設間仕切り (a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1] <table><tr><th>種別</th><th>下 地</th><th>仕上材(厚さ mm)</th><th>充てん材</th><th>塗 装</th></tr><tr><td>・A種</td><td>※軽量鉄骨</td><td>・合板(※9.0 ・)</td><td></td><td>※無し</td></tr><tr><td>・B種</td><td>・木下地</td><td>※せつこうボード(※9.5 ・)</td><td>厚さ mm</td><td>・片面</td></tr><tr><td>・C種</td><td>単管下地</td><td>防災シート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>仮設扉</td><td>※木製扉</td><td>・合板張り程度</td><td></td><td>※無し</td></tr><tr><td></td><td>・鋼製扉</td><td>・片面フラッシュ程度</td><td></td><td>・有り</td></tr></table> 4 監督職員事務所 ・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 m程度 ・仕上げ:床 、壁 、天井 程度) 構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ○無償) ・利用できない 構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ○無償) ・利用できない ⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力 3 章 防 水 改 修 工 事 1 既存下地の補修及び処置 ※図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない [3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10] <table><tr><th>防水改修工法の種類</th><th>施 工 箇 所</th><th>新規防水層の種類</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所 改修用ドレン ※設ける(箇所)※銅製・鉛製 ・設けない [3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) 厚さ(mm) ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ(mm) ※35 乾式保護材 製造所の仕様による・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 保護コンクリート仕上り平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 [3.3.5][8.1.4][表8.1.5] 仕上塗装(P2A,M3D,POD,POD1,M3D1,M4D1,工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識 ※設ける ・設けない	種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)		※無し	・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5 ・)	厚さ mm	・片面	・C種	単管下地	防災シート			仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し		・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り	防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種類				※産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、 請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象とな った場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付 して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する ことができる。 ※暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号) 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく 入札参加加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。
種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装																																							
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)		※無し																																							
・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5 ・)	厚さ mm	・片面																																							
・C種	単管下地	防災シート																																									
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し																																							
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り																																							
防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種類																																									

4章
外壁改修工事

①施工数量調査

調査範囲・既存モルタル面・躯体コンクリート面・図示の範囲[1.5.2]
調査内容ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数※1部

②改修工法の種類

3ひび割れ部改修工法

4欠損部改修工法

5浮き部改修工法

⑥既存塗膜等の除去及び下地処理

7仕上塗材仕上げ

8設計数量

5章
建具改修工事

4網戸

5樹脂製建具

既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法[4.6.3][表4.6.2～5]

種類、仕上げの形状、工法[4.1.4][4.2.2][表4.2.4～5]

※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。
尚、数量の10%を超える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。

・かぶせ工法・撤去工法(・引き抜き工法・はつり工法)[5.1.3]

・建具見本の製作・特殊な建具の仮組[5.1.5]

外部に面する建具(フロントサッシは除く)[5.2.2][表5.2.1]

表面処理※BB-1種・BB-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系・ﾌﾞﾗｯｸ・ｽﾃﾝﾍﾞｰ)[5.2.4][表5.2.2]

内部建具表面処理※AC-1又はBB-1種・AC-2又はBB-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系・ﾌﾞﾗｯｸ・ｽﾃﾝﾍﾞｰ)[5.2.4][表5.2.2]

防虫網網の種類※ステンレス(SUS316)製・合成樹脂製・ガラス繊維入り合成樹脂製
形式※可動式・固定式[5.2.3]

外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による)[5.3.2][表5.3.1]

・防音ドアセット及び防音サッシの適用種別・T-A種・T-B種[5.3.2][表5.3.2]

・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用種別・H-A種・H-B種・H-C種[5.3.2][表5.3.3]

6鋼製建具

7鋼製軽量建具

8ステンレス製建具

9建具用金物

10自動ドア開閉装置

11自閉式上吊り引戸装置

⑫重量シャッター

13軽量シャッター

14その他のシャッター

15ガラス

16ガラスの留め材

17ガラス用フィルム

簡易気密型ドア・使用する※使用しない[5.4.2]
品質規格※改修標仕表5.5.1による・製造所標準仕様による[5.5.2][5.5.4]
簡易気密型ドア・使用する※使用しない

表面仕上げ※H.L仕上げ・鏡面仕上げ[5.6.2][5.6.4]
曲げ加工※普通曲げ・角出し曲げ
簡易気密型ドア・使用する※使用しない

マスターキー・製作する・製作しない(既存マスターキーに合わせる)[5.7.4]
モノロックゴール()美和ロック()
シリンダー箱錠ゴール()美和ロック()
シリンダー本締り錠ゴール()美和ロック()
ドアクローザーダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ、日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ、大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リョービ、大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
ピンジクローザーリョービ、デンセイオートテック
押板、取手樹建工業、ユニオン

開閉方法※引き戸・多機能トイレ用引き戸[5.8.2～3][表5.8.1～6]
センサーの種類・光線センサー・熱線センサー

品質規格※改修標仕5.9.3による[5.9.3][表5.9.1]
・製造所標準仕様による

種類・管理用シャッター・外壁用防火シャッター[5.10.2][表5.10.1]
○屋内用防火シャッター・屋内用防煙シャッター
開閉機能○上部電動式(手動併用)・上部手動式[5.10.2]
スラット材質※塗装溶融亜鉛めっき鋼板・溶融亜鉛めっき鋼板[5.10.3]
形状※インターロッキング形・オーバーラッピング形[5.10.2]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの)・設ける○設けない
危害防止機構・障害物感知装置(自動閉鎖型)
・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能()N/m²(一般重量・外壁用防火のもの)

開閉形式※手動式・上部電動式(手動併用)[5.11.2][表5.11.1]
スラット材質※塗装溶融亜鉛めっき鋼板・
形状・インターロッキング形・オーバーラッピング形[5.11.4]
耐風圧性能()N/m²

・オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター

種類・厚さ※建具表による[5.13.2]

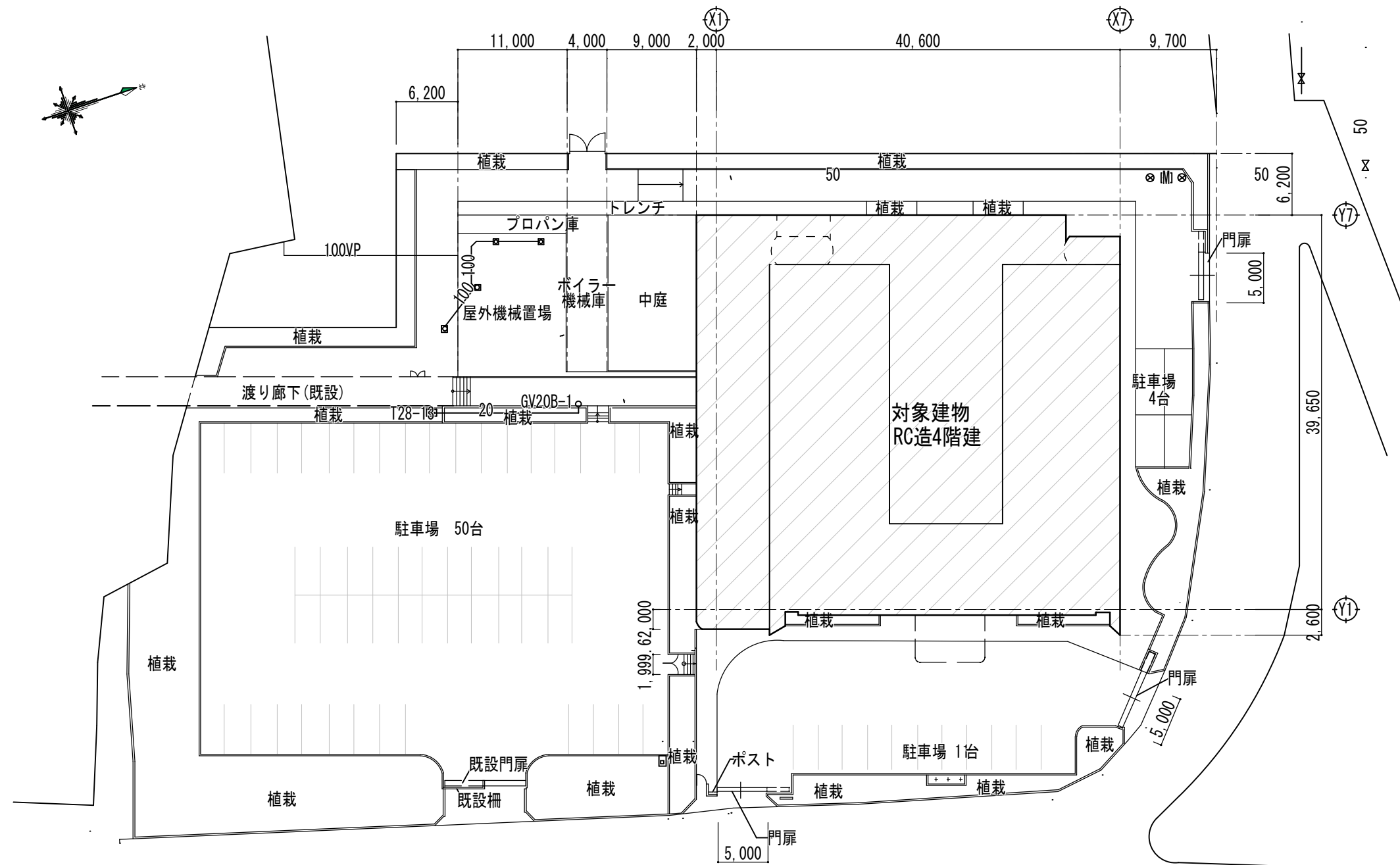
種別(区分は図示による)[5.13.2]
※シーリング材(SR-1、シリコン系、9030G)・ガスケット
品質は、JISA5759による
※ガラス飛散防止フィルム種類(・第2種・)張り面(※内張・外張)
性能値※層間変位試験に適合するもの(B法)

7章 塗装 改修工事	33 カーテン	・既存再使用する（養生方法） ・新設する	[2.3.1][5.1.6] (表20.2.14)	8 合成樹脂エマルシ ンペイント塗り (EP)	塗り工法の種別 ・ A 種 ※B種 ・ C種	[7.10.2][表7.10.1]	10 モルタル及び グラウト材	グラウト材 ※無収縮グラウト材 （圧縮強度 45N/mm ² 以上） 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスターフロー540グラウト (BASFポリリス) ノンシュリンクライトグラウト(A B C 商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの	[8.2.6][8.2.12]
	35 流し台ユニット	防火加工 消防庁認定の ㊦ とする カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型 カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・一幅未満は使用しない 暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。 ・両端 ・上部 ※合わせ 天井点検口 ※アルミニウム製 (※額縁タイプ ・目地タイプ) 床点検口 ※アルミニウム製 ㊦ステンレス製 受け枠(・)		9 合成樹脂エマルジョン模 様塗料塗り (EP-T)	新規の塗りの種別 ・ A 種 ・ B 種 塗替えの場合	[7.11.2][表7.11.1]	11 無筋コンクリート	柱底等の均しモルタル ※無収縮モルタル ・モルタル 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスターフロー870グラウト (BASFポリリス) ノンシュリンクライトグラウト(A B C 商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの	[8.11.1～3]
		種 類 寸 法 適用内容 規格・品質等 流し台 ※1200 ・1500 ・ トラップ付 ※優良住宅部品 コンロ台 ※600 ・700 ・ バックガード付		10 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC)	塗り工法の種別 ・ A 種 ※B種 塗料の種別 ※1 液形 ・2 液形	[7.12.2][表7.12.1]			
				11 オイルステイン塗り (OS)	木部 工法は改修標仕表7.13.1による	[7.13.2][表7.13.1]			
				12 木材保護塗料塗り (WP)	工法 ・ A 種 ※B種	[7.14.2][表7.14.1]			
7章 塗装 改修工事	1 材料一般	・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。() 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	[7.1.3]	1 鉄筋の種類	種類 の 記 号 径 ・ S D 295 A ※ D 16 以下 ・ S D 345 ※ D 19 以上	[8.2.1][表8.2.1]			
	2 下地調整	RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 下地調整	[7.2.1] [表7.2.1～7]	2 溶接金網	網目の形状 (※ 150x150 ・ 100x100 ・ 50×50) 鉄線の径 (mm) (※ 6.0 ・ 3.2)	[8.2.2]			
		下地面の種類 下地調整の種別 備 考 木部 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 新規はRA種(不透明塗り) 鉄鋼面 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 新規はRB種 亜鉛めっき面 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 新規鋼製建具はRC種 鋼製建具以外の新規はRA種 モルタル、プラスター面 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 コンクリート及びALCパネル面 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 新規はRA種 せっこうボード、その他ボード面 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 新規せっこうボードで目地 処理(継目処理)工法はRA種		3 鉄筋の材料試験	※JIS規格品については径の異なるごとに1 t未満の場合は規格証明書 の提出を省略することができる。 鉄筋の継手方法 ・径 D 19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手 ・重ね継手 継手位置 ※標仕各部配筋参考図による ・図示 定着長さ ※改標仕[表8.3.4]による ・図示	[8.2.3] [8.3.4][表8.3.3] [8.3.4][表8.3.4]			
	3 錆止め塗料塗り	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 ・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示) 塗料種別 鉄鋼面 ※A種 () ・B種 仕上げEP-Gの場合 ・A種 () ※B種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種 仕上げEP-Gの場合 ・A種 () ※C種 錆止め塗料塗り 鉄鋼面塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ※標仕18.3.3による	[表7.2.4～6] [7.3.2] [表7.3.1] [表7.3.2] [表7.3.3～4]	5 帯筋組立の形	※各部配筋参考図図1.1による ・図示	[8.3.4]			
	4 合成樹脂調合 ペイント塗り (SOP)	塗り工法 下地の種類 塗料種類 塗り工法 木部 ※1種 ・2種 新規(屋外 ※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種 ・) 鉄鋼面 ※1種 ・2種 ・A種 ※B種 ・C種 亜鉛めっき面 ※1種 ・2種 ※改修標仕7.4.5による ・	[7.4.1～5][表7.4.1～3]	6 壁の配筋及び補強	※標仕各部配筋参考図4節による ・図示	[8.3.7]			
	5 アクリル樹脂系非水 分散形塗料 (NAD)	塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 塗り工法の種別 ・A種 ※B種	[7.2.5～6] [7.7.2][表7.7.1]	7 ガス圧接	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験 ・引張試験	[8.3.8]			
	6 耐候性塗料塗り (DP)	塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 ・鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替はB種 ・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替はB種 上塗種別 ・ JISK5659 (1級) ふっ素系樹脂塗料 ・ JISK5659 (2級) シリコン系樹脂塗料 ・ JISK5659 (3級) ポリウレタン系樹脂塗料 ・コンクリート面、押出成型セメント板面 工法は、表7.8.3 種別は(・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ・C-1種 ・C-2種) 上塗種別 ・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級) ・ JISK5658 主要原料 シリコン樹脂(2級) ・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)	[7.2.2][表7.2.1] ～ [7.2.7][表7.2.7] [7.8.2][表7.8.1] [7.8.3][表7.8.2] [7.8.4][表7.8.3]	8 コンクリートの材料	コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート 普通コンクリートの類別 ※I類 ・II類 仕上りの平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 F _o 施 工 箇 所 ※ 21 (N/mm ²) ・ 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 F _o 気乾単位容積質量 (N/mm ²) (t/m ³) 種 別 施 工 箇 所 ※ 21 (N/mm) ※1.9程度 ※1種 ・	[8.1.3][表8.1.1] [8.1.4][表8.1.5] [8.1.4] [8.1.3～4][8.9.1～2][表8.9.1] [8.2.5][表8.2.3]			
	7 つや有合成樹脂 エマルシヨン ペイント塗り (EP-G)	下地の種類 塗り工法 コンクリート、モルタル、プラスター、その他ボード面 新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・) 木部 新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・) 鉄鋼面 新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・) 亜鉛めっき鋼面 新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・) 塗替えの場合のシーラー ※改修標仕7.9.2による ・行わない	[7.9.2～5][表7.9.1～4]						

個人情報取扱注意事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。			
	（基本事項） 第 1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第 2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第 3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第 4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第 5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1） 紙媒体 シュレッダーによる裁断 （2） 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （罰則等の周知） 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 （苦情の処理） 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （事故発生時における報告） 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （契約解除及び損害賠償） 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。			



霞ヶ浦会館受電設備改修工事	訂正：備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信	付近見取図			scale S:1/2500	no
			approved y.miyata	check	drawn y.miyata	date 2.025 年 03月 20日	A-05



配置図 S=1/500

